

国立大学法人小樽商科大学学長の業績確認に関する細則

(平成30年1月22日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、小樽商科大学学長選考規程（以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、学長の業績確認に関し必要な事項を定める。

(業績確認の実施)

第2条 小樽商科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、規程第17条の2に基づき、毎年度1月末日までに業績確認を行う。

2 業績確認の対象期間は、実施年度の前年度1年間とする。

(業績確認の対象)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる業績を対象として業績確認を実施するものとし、業績確認実施前に学長に通知する。

- (1) 監事による業務監査・会計監査の結果
- (2) 学長候補者として表明した所信の達成状況
- (3) 国立大学法人評価委員会が公表する年度評価
- (4) その他、選考会議が必要と認めた項目

(業績確認資料)

第4条 選考会議は、次に掲げる資料に基づき、業績確認を行うものとする。

- (1) 監事監査結果報告書
- (2) 学長候補者として表明した所信
- (3) 国立大学法人評価委員会からの業務の実績に関する評価結果
- (4) その他選考会議が業績確認の対象と認めた項目の状況を確認できる資料

(業績確認の方法)

第5条 選考会議は、次に掲げる方法により、業績確認を実施する。

- (1) 業績確認資料による書面審査
- (2) 監事へのヒアリング
- (3) 学長へのヒアリング
- (4) 選考会議による審議

(業績確認結果の決定)

第6条 選考会議は、前条に規定する方法により業績確認の審議を行い、学長に業績確認結果（案）を提示し、異議申し立ての機会を設ける。

2 異議申し立ての期間は、業務確認結果（案）提示の日から14日間とする。

3 選考会議は、学長から異議申し立てがあった場合、異議の内容について審議を行い、学長に審議結果を伝える。

4 選考会議は、協議により業績確認結果を決定する。

(業績確認結果の公表)

第7条 選考会議は、学長に業績確認結果を通知するとともに、教職員に通知し、本学ホームページで公表する。

(雑則)

第8条 学長の業績確認の事務は、総務課が行う。

附 則

この細則は、平成30年1月22日から施行する。